

## 文化環境評価システム実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、県が実施する公共事業等のハード事業に際して、文化の保存及び活用並びに環境の保全及び創造のために配慮すべき事柄を定めた文化環境配慮方針(以下「配慮方針」という。)を効果的かつ持続的に機能させていくために必要な事項を定めるものとする。

### (配慮方針)

第2条 公共事業等のハード事業を担当する職員(知事部局、公営企業局、教育委員会事務局及び警察本部の職員をいう。以下同じ。)は、配慮方針に沿った事業の実施に努めなければならない。ただし、緊急性や応急性を要する事業は、この限りではない。

2 配慮方針に基づく事業の検討は、設計段階等の可能な限り早い時期に行うものとする。

### (対象事業)

第3条 対象事業は毎年度、次の事業(工事)とする。

(1) 別表の対象事業表に該当する事業(工事)(補正予算等に伴い該当する工事を含む。)

(2) 前号に該当する事業(工事)がない場合に、事業主管課で所管事業(工事)の中から別表の対象事業の区分ごとに1件以上任意に選定し、対象とすることとした事業

(3) 全体設計委託を行う事業であって、事業主管課で選定し、対象とすることとしたもの

2 前項に該当する事業(工事)のうち、次に掲げる事業に該当するものは対象から除くことができる。

(1) 前年度以前に検討した事業(工事)

(2) 施設の修繕工事、機械(電気)設備工事、土地の形状変更のない地すべり対象事業等明らかに環境配慮の対象事項に当たらない事業(工事)

### (環境配慮検討会の設置)

第4条 対象事業での環境配慮の取組を推進するため、次条の事業主管課その他の関係課の職員を構成員とした環境配慮検討会(以下「検討会」という。)を庁内に設置する。

### (組織の責務)

第5条 文化環境評価システム(以下「システム」という。)を推進していくため、次の表の左欄の所属は右欄の役割をそれぞれ担うものとする。

所属	役割
事業主管課	所管事業(工事)の中で、システムの対象事業の選定及び調整を行い、工事発注機関に対する支援等を行うこと。
工事発注機関	配慮方針に沿った工事の実施に努めるとともに、行った工事の配慮内容等については積極的に情報発信していくこと。
自然共生課	システムの事務局として、システムを運営し、事業主管課、工事発注機関その他の関係課との調整を図るとともに、文化及び環境に関する情報共有の推進に努めること。

(環境配慮勉強会)

第6条 公共事業等のハード事業を担当する職員を対象に配慮方針の周知、工事発注機関による環境配慮事項の事例報告及び専門家による講演等により、環境配慮意識の向上を図るため、環境配慮勉強会(以下「勉強会」という。)を開催する。

(システムの実施手順)

第7条 各対象事業について、工事発注機関(工事担当者)の考慮する配慮内容をもとに検討会で意見交換等を行い、工事発注機関は検討会での意見を参考にしながら、実施可能な範囲内で工事の設計及び施工に反映するものとする。

2 環境等へ配慮した工事の結果、施工状況等は検討会及び勉強会で意見交換を行い、今後の配慮の参考にするとともに、これからの公共工事の環境等配慮にむけた取組の一助となるよう、これらの情報については、県全体で共有し、その活用を図っていくものとする。

3 システムに基づく取組状況等は、前年度の実績をホームページ等で公表し、県全体で共有するものとする。

(委任)

第8条 システムの事務的事項に関しては、別に定める文化環境評価システム事務手順によるものとする。

2 この要領及び前項の文化環境評価システム事務手順に定めのない事項が生じた場合は、そのつど事業主幹課その他の関係課と事務局とが協議し、システムの運用方法を定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 3月 2日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

平成29年度発注事業(工事)は、工事発注機関で環境配慮の検討と決定を実施し、工事完了後に環境配慮検討書(施工後)を事業主管課まで提出し、事業主管課は自然共生課まで原則、電子ファイルで提出する。